

(別 記) あて

総 務 大 臣

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて（平成18年3月14日総人恩総第204号）の一部改正について（通知）

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成17年法律第115号）の施行後の退職手当の取扱いについて（平成18年3月14日総人恩総第204号）の一部を下記のとおり改正し、平成22年4月1日以降、これにより取り扱うこととするので通知します。

記

別表第9口の表第2号区分の項を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>(1) 平成18年4月以後の国立病院機構院長給与規程の院長基本年俸表の適用を受けていた者で同表1号俸から5号俸までの基本年俸額を受けていたもの</p> <p>(2) 平成22年4月1日以後適用されている独立行政法人国立病院機構任期付研究員の給与等の特例に関する規程（平成22年3月29日規程第4号。以下「平成22年4月以後の国立病院機構任期付研究員規程」という。）の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表9号俸の基本給月額を受けていたもの</p> |
|--|

別表第9口の表第4号区分の項に次のように加える。

- (7) 平成22年4月以後の国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表8号俸の基本給月額を受けていたもの

別表第9口の表第5号区分の項に次のように加える。

- (7) 平成22年4月1日以後適用されている独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成22年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」という。）の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもののうち、平成22年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程別表第7に規定する役職手当の区分が二種の職を占め、かつ、平成22年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程第57条第5項に規定する割合が100分の

20であるもの

別表第9口の表第6号区分の項(8)中「平成18年4月1日以後適用されている独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」という。）」を「平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成22年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」という。）」に改め、同項(8)の次に次のように加える。

- (9) 平成22年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの（第5号区分の項第7号に掲げる者を除く。）
- (10) 平成22年4月以後の国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表7号俸の基本給月額を受けていたもの

別表第9口の表第7号区分の項(10)中「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」を「平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成18年4月以後平成21年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」という。）」に改め、同項(10)の次に次のように加える。

- (11) 平成21年4月1日以後適用されている独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程（以下「平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」という。）の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級又は6級であったもの
- (12) 平成22年4月以後の国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表6号俸の基本給月額を受けていたもの

別表第9口の表第8号区分の項(10)中「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」に改め、「国立病院機構本部職員給与規程」を「独立行政法人国立病院機構本部職員給与規程」に改め、「平成19年4月1日以後適用されている同規程別表第7」を「平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間において適用されていた同規程別表第7」に改め、同項(11)中「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」に改め、同項中(11)を(12)とし、(10)の次に次のように加える。

- (11) 平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもののうち、平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程別表第7に規定する役職手当の支給区分が四種の職を占めていたもの
別表第9口の表第8号区分の項に次のように加える。
- (13) 平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの
- (14) 平成22年4月以後の国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表5号俸の基本給月額を受けていたもの

別表第9口の表第9号区分の項(13)中「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」に改め、同項(14)中「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」に改め、同項中(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの(第8号区分の項第11号に掲げる者を除く。)別表第9口の表第9号区分の項に次のように加える。

(16) 平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの

(17) 平成22年4月以後の国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表4号俸の基本給月額を受けていたもの

別表第9口の表第10号区分の項(2)中「若しくは平成16年4月以後の国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの」を「、平成16年4月以後の国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級以上の級であった期間を有するもの」に改め、同項(11)中「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」に改め、同項(12)中「平成18年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程」を「平成18年4月以後平成21年3月以前の国立病院機構本部職員給与規程」に改め、同項中(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級又は3級であったもの
別表第9口の表第10号区分の項に次のように加える。

(14) 平成21年4月以後の国立病院機構本部職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったものうち、昭和60年6月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の等級が3等級以上の等級であった期間を有するもの、昭和60年7月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの、平成16年4月以後の国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級以上の級であった期間を有するもの若しくは平成18年4月以後の国立病院機構職員給与規程の医療職基本給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもので、かつ、これらの期間が合わせて360月を超えていたもの又は2級であったもの

(15) 平成22年4月以後の国立病院機構任期付研究員規程の任期付研究員基本給表の適用を受けていた者で同表1号俸から3号俸までの基本給月額を受けていたもの
別表第14口の表第2号区分の項に次のように加える。

(3) 平成22年4月1日以降適用されている製品評価技術基盤機構の任期付職員の任用等に関する規程(平成22・02・04評基第017号。以下「平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程」という。)別表第1の適用を受けていた者で同表7号俸の俸給月額を受けていたもの

別表第14口の表第4号区分の項に次のように加える。

(3) 平成22年4月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第1の適用を受けていた者

で同表 6 号俸の俸給月額を受けていたもの
別表第14口の表第 5 号区分の項を次のように改める。

- | |
|--|
| (1) 平成18年 4 月以後の製品評価技術基盤機構給与規程の職員の俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が 8 級であったもの |
| (2) 平成22年 4 月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第 1 の適用を受けていた者で同表 5 号俸の俸給月額を受けていたもの |

別表第14口の表第 6 号区分の項に次のように加える。

- (3) 平成22年 4 月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第 1 の適用を受けていた者
で同表 4 号俸の俸給月額を受けていたもの

別表第14口の表第 7 号区分の項に次のように加える。

- (3) 平成22年 4 月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第 1 の適用を受けていた者
で同表 3 号俸の俸給月額を受けていたもの

別表第14口の表第 8 号区分の項に次のように加える。

- (3) 平成22年 4 月以後の製品評価技術基盤機構任期付職員規程別表第 1 の適用を受けていた者
で同表 1 号俸又は 2 号俸の俸給月額を受けていたもの

以 上

(別 記)

内閣官房長官

内閣法制局長官

人事院総裁

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

防衛大臣

会計検査院長

最高裁判所長官

衆議院事務総長

参議院事務総長

国立国会図書館長

独立行政法人国立公文書館長

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構理事長

独立行政法人統計センター理事長

独立行政法人造幣局理事長

独立行政法人国立印刷局理事長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長